

岡崎市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定に基づき指定された歴史的風致形成建造物の保全に対する補助金（以下単に「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、歴史的風致形成建造物の所有者又は管理者（国の機関又は地方公共団体その他市長がこれに類する者と認めるものを除く。以下「所有者等」という。）とする。

2 補助金の交付を受けようとする者が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この項において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体である場合には、補助金の交付はしない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、歴史的風致形成建造物の保全に必要な事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 市長と所有者等の間で10年以上の一般公開に関する協定の締結を行う歴史的風致形成建造物の保全に必要な修理若しくは修景に要する工事（外装材及びこれを必要な部分に緊結するための下地材並びに構造耐力上主要な部分に係る工事を含む。）又は内装整備
- (2) 前号に係る設計及び工事監理（測量及び試験を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史的風致形成建造物の保全に寄与すると市長が認めるもの

(補助金の交付)

第5条 補助金は、同一の補助対象事業について、予算の範囲内において、1会計年度につき1回交付するものとする。

2 前項の場合において、同一の補助対象事業に係る補助金は、原則として、引き続いた3会計年度を超えて交付することができない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 補助金の額は、別表左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表中欄に定める割合を乗じて得た額（当該額が同表右欄に定める限度額を超えるときは、当該限度

額)とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

4 補助対象事業が、この要綱による補助金以外の補助金(これに類するものを含む。)の交付を受けるときは、この要綱による補助金の交付はしない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、規則第5条の規定に基づき、様式第1号による市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 設計図書(図面及び仕様書)

(3) 工事費又は委託費見積書

(4) 現況写真

(5) 市費補助金申請に係る消費税仕入税額控除確認書(消費税額を含めて申請する場合に限る。)

(6) 所有者の同意書(所有者以外が申請する場合に限る。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。

3 第1項に規定する申請は補助対象事業に着手する日より前、かつ、補助対象事業を行う年度の12月28日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに行わなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 補助金の交付決定の通知は、規則第7条の規定に基づき、様式第2号による岡崎市歴史的風致形成建造物補助金交付決定通知書により行うものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた所有者等は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、当該補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更をするときは、あらかじめ、様式第3号による岡崎市歴史的風致形成建造物補助事業変更承認申請書に当該変更に係る事業の内容を記載した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、様式第4号による岡崎市歴史的風致形成建造物補助事業変更承認通知書により行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助金の交付の決定を受けた所有者等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第5号による岡崎市歴史的風致形成建造物補助事業中止・廃止承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、様式第6号による岡崎市歴史的風致形成建造物補助事業中止・廃止承認通知書により行うものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた所有者等は、規則第10条の規定に基づき、様式第7号による市費補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日以後1月以内の日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事請負又は委託契約書の写し
- (3) 工事又は委託代金支払領収書の写し
- (4) 補助事業に係る写真その他事業の状況を示す資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額確定の通知)

第11条 補助金の交付額確定の通知は、規則第11条の規定に基づき、様式第8号による岡崎市歴史的風致形成建造物補助金交付額確定通知書により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条に規定する確定を受けた交付決定受取者は、同条に規定する確定を受けた日から起算して30日を経過する日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに請求書を市長へ提出しなければならない。

2 補助金の支出は、前項の規定に基づく交付決定受取者からの請求により交付する。

(交付決定取消しの通知)

第13条 補助金の交付決定取消しの通知は、規則第13条の規定に基づき、様式第9号による岡崎市歴史的風致形成建造物補助金交付決定取消通知書により行う交付決定受取者に対し通知するものとする。

(検査等)

第14条 市長は、所有者等に対し補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さないよう事業完了後においても善良な管理者の注意をもって適切に管理をするとともに、その効率的な運営を図るよう努めなければならない。

2 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、市長の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、補助対象事業の完了後、10年を経過した場合はこの限りではない。

3 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助対象事業の完了後10年以内に、市長の承認を受けて処分する場合、又はこの補助金の交付の

目的に合致しないような著しい改修を行った場合には、市長は、補助金の交付を受けた所有者等に対し、その交付した補助金の全額又は一部に相当する額を返還すべきことを命ずることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（補助金の補助割合）

補助対象事業	補助割合	限度額
第 4 条第 1 号の補助対象事業	2 分の 1	300 万円
第 4 条第 2 号の補助対象事業	2 分の 1	50 万円
第 4 条第 3 号の補助対象事業	2 分の 1	50 万円

備考

1 補助対象事業が 2 以上ある場合で、これらの補助金を合算した額が 1 会計年度につき 300 万円を超えるときは、300 万円とする。

2 同一の歴史的風致形成建造物に係る補助金の総額は、その最初の交付の日の属する会計年度から起算して10会計年度までの間は、600万円を超えることができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。